

第4期 登米市自死対策計画(案)

～誰も自死に追い込まれることのない登米の実現を目指して～



令和6年 月

登 米 市

パブリックコメント用

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
第2章 自死の現状と課題	3
1 自死の現状	
2 現状から見える課題の整理	
第3章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の基本理念	
2 計画の基本施策と重点施策	
第4章 基本施策における取組	11
第5章 重点施策における取組	19
第6章 主な取組目標	24
第7章 自死対策の推進体制	25
資 料	26
1 登米市自死対策連絡協議会設置要綱	
2 登米自死対策連絡協議会委員名簿	

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

我が国の自死対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、これまで「個人の問題」と認識されがちであった自死は、広く「社会の問題」と認識されるようになるなど成果を上げています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自死対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、自死対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記されました。令和 4 年 10 月には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、今後 5 年間で取り組むべき施策を新たに位置付けることとなりました。

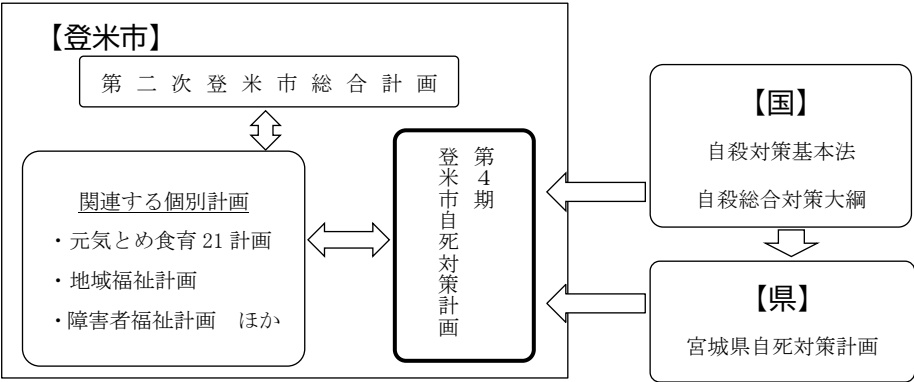
本市においても、これまで平成 21 年 3 月に「人と人がつながり、市民一人ひとりが安心して自分の思いを語り、相手の思いを聴けるまち」の実現に向け「登米市自殺予防対策行動計画」を策定以降、見直しを重ねながら自死対策を進めた結果、令和 2 年をピークに自殺者数は減少傾向にあります。このような状況を踏まえるとともに、国より新たな自殺総合対策大綱が示されたことに伴い、第 3 期自死対策計画に引き続き「誰も自死に追い込まれることのない登米の実現」を目指して、自死対策を総合的かつ効果的に推進できるよう庁内関係部署をはじめ、関係機関と連携・協働し、第 4 期登米市自死対策計画を策定するものです。

※本市では自死遺族の方への配慮として法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて、「自死」の言葉を使用します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定する市町村自殺対策計画です。

計画の実施に当たっては、「元気とめ食育 21 計画」や「地域福祉計画」等との整合性を図っていきます。



※第二次登米市総合計画では、平成 27 年に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 の目標を取り入れています。本計画において関連する目標は次のとおりです。



- 目標 3：すべての人に健康と福祉を
- 目標 5：ジェンダー平等を実現しよう
- 目標 10：人や国の不平等をなくそう
- 目標 11：住み続けられるまちづくりを

3. 計画の期間

本市は自殺総合対策大綱の見直しを踏まえた計画を策定するため、第4期は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、国の動向や社会情勢の変動に応じ必要な見直しを行っていきます。

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
自殺対策基本法	[Solid blue bar]									
自殺総合対策大綱	[Solid blue bar with arrow from R3 to R9, dotted line from R10 to R12]									
宮城県 自死対策計画	[Solid blue bar with arrow from R3 to R8, dotted line from R9 to R12]									
登米市 自死対策計画	[Solid blue bar with arrow from R3 to R9, dotted line from R10 to R12]									

4. 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱及び宮城県自死対策計画では、自殺死亡率を平成27年と比べ令和8年までに30%以上減少させることを目標としています。

本市では、国の目標を参考に5年で15%の減少とし、令和4年（令和2年～令和4年の3年間平均）の自殺死亡率（人口10万人当たり）17.6を令和9年（令和7年～令和9年の3年間平均）の自殺死亡率15.0以下となることを目指します。

※なお、本市は人口規模が小さく単年では自殺死亡率が大きく変動するため、複数年の平均値を指標に用いることとします。

	現状	目標
	令和2年～令和4年の3年間の平均	令和7年～令和9年の3年間の平均
自殺死亡率 (人口10万人対)	17.6	15.0以下

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より作成

【参考：国及び宮城県の目標値】

	目標（令和8年）	
	国	県
自殺死亡率 (人口10万人対)	13.0以下	12.1以下

第2章 自死の現状と課題

使用する統計データについて

- * 1 警視庁自殺統計原票データに基づき、厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）
- * 2 いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022 更新版)」（平成 29 年～令和 3 年の 5 年合計の集計を多く用いているもの）（「人口動態統計」、「警視庁自殺統計原票データ」を使用）

1. 自死の現状

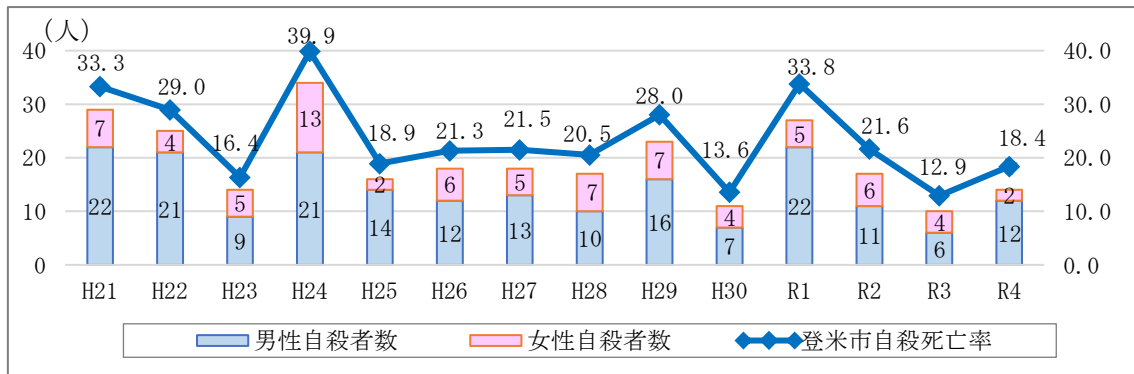
(1) 自死の現状と自殺死亡率の推移

登米市の令和 4 年の自殺者数は 14 人で、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺死亡者数）については 18.4 となっており（図 1）、最も少なかった令和 3 年に比べ 4 人の増加となっています。

また、平成 25 年以降、自殺死亡率は減少傾向にありましたが、令和元年に大きく増加しました。その後は再び減少傾向となり、令和 3 年には全国や宮城県よりも低く、平成 21 年以降もっとも少ない状況となっています（図 1・2）。

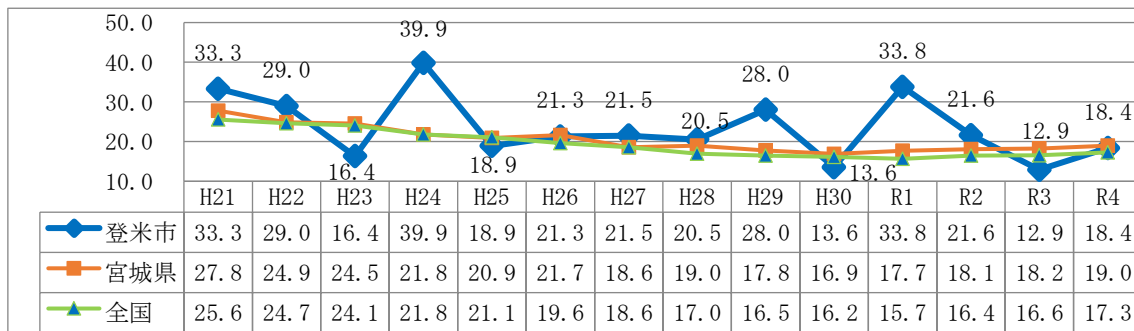
しかし、これまで自殺死亡者数が減少した翌年以降には増加する傾向にあるため、今後も注視していく必要があると考えられます（図 1・2）。

（図 1）自殺者数と自殺死亡率の推移（人口 10 万人対）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より作成

（図 2）自殺死亡率の推移（人口 10 万人対）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より作成

(2) 性別・年代別の状況

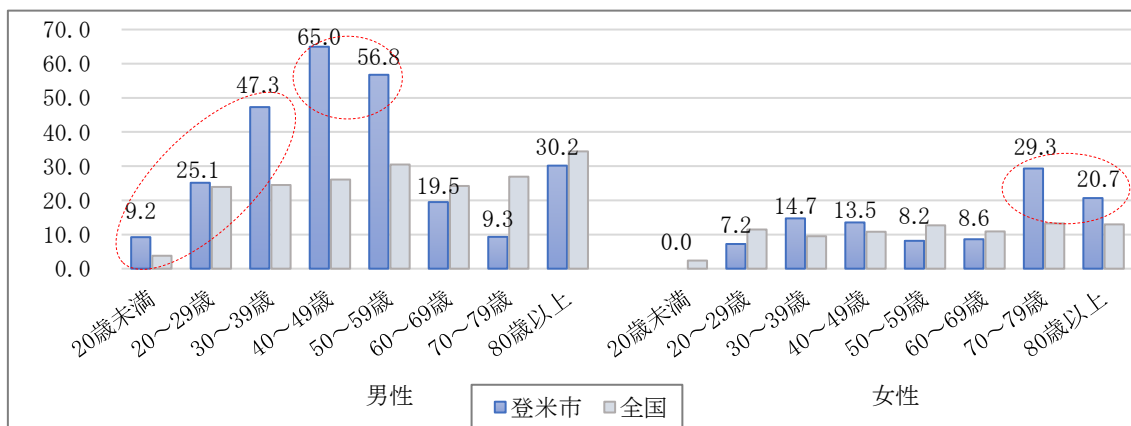
①男性

男性は40歳代が最も高く、次いで50歳代、30歳代となっています。いずれも全国平均よりも高く、若年から働き盛り世代の自死に特徴が見られます(図3)。

②女性

女性は70歳代が最も高く、次いで80歳代となっています。いずれも全国平均より高く、特に高齢期の自死に特徴が見られます(図3)。

(図3) 性別・年代別の自殺死亡率(人口10万人対)(H29~R3年)

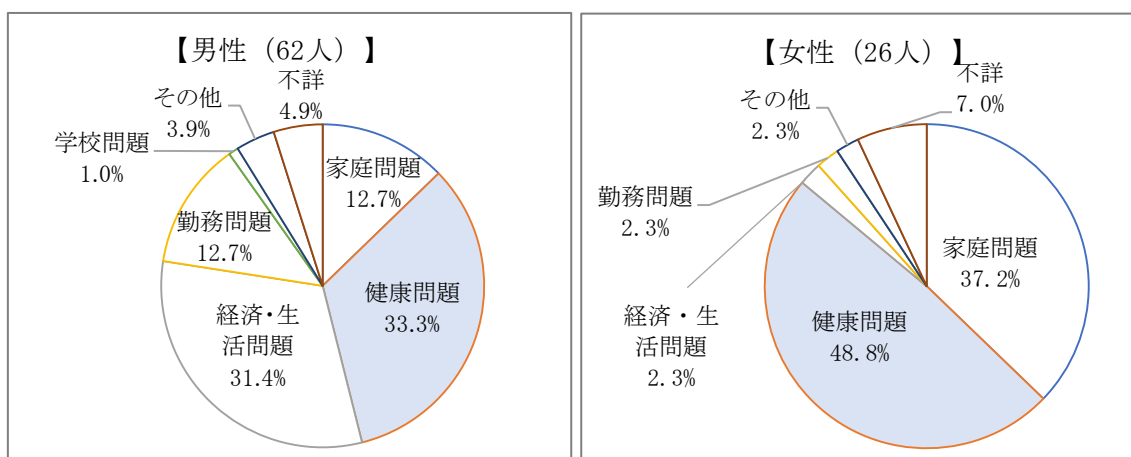


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022更新版)」

(3) 原因及び動機

男女ともに「健康問題」が多くなっています。男性では「健康問題」に次いで「経済・生活問題」が多くなっています。女性では「健康問題」が自死の原因の約半数を占めており、次いで「家庭問題」となっています(図4)。

(図4) 原因・動機(H29~R3年)



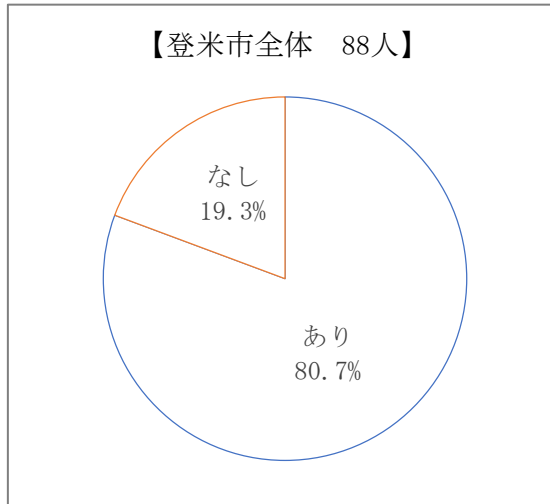
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より作成

(4) 同居人の有無及び有職業別割合の状況

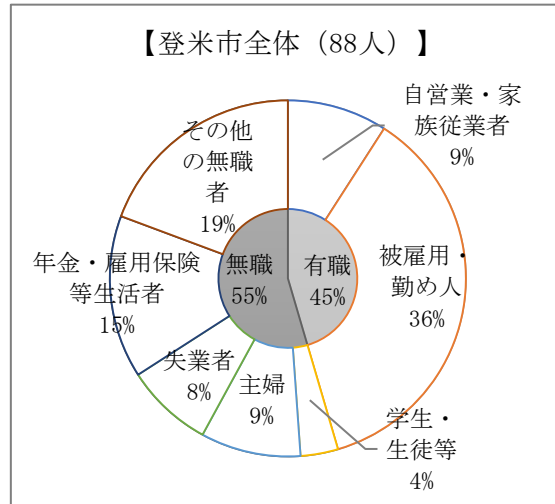
自殺者の約8割が同居している状況になっています(図5)。

職業別にみると「無職者」の割合が若干高くなっています。全体でみると有職の被雇用・勤め人の割合が高く、次いで無職の年金・雇用保険等生活者、次いで主婦の割合が高くなっています(図6)。

(図5) 同居割合 (H29～R3年)



(図6) 職業別割合 (H29～R3年)

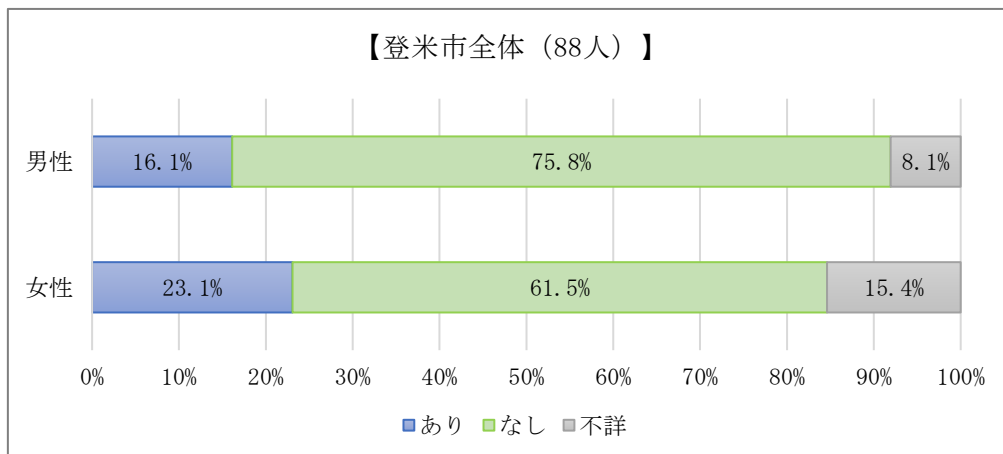


厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より作成

(5) 自殺者における未遂歴状況

男性は女性に比べ未遂歴の割合が低くなっており、即既遂につながっている状況と考えられます。

(図7) 自殺者における未遂歴 (H29～R3年)

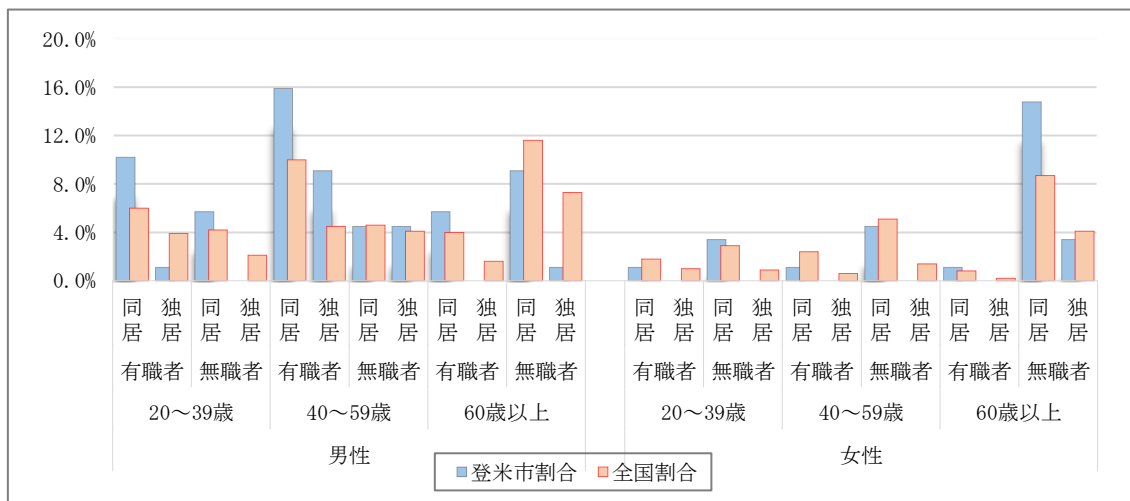


厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より作成

(6) 自殺者数の割合と地域自殺実態プロファイルによる本市の自死の主な特徴

地域自殺実態プロフィールによる自殺者数の割合（図8）をみると、男性の40～59歳の同居の有職者及び20～39歳の同居の有職者、女性の60歳以上の同居の無職者が特に高くなっており、地域の自死の特徴として示されています。

（図8）自殺者数の割合（H29～R3年までの合計）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2022 更新版）」

（表1）主な自死の特徴（H29～R3年までの合計）

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路* (全国的な傾向)
1位:男性 40～59歳有職同居	14	15.9%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	13	14.8%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳有職同居	9	10.2%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳有職独居	8	9.1%	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5位:男性 60歳以上無職同居	8	9.1%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2022 更新版）」より作成

*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフレック）を参考に自殺総合対策推進センターにて分析したもの。統計上一番多い、全国の代表的な例を記載しており、地域の状況を表したものでないことに注意。

(7) いのちの教室のアンケート結果

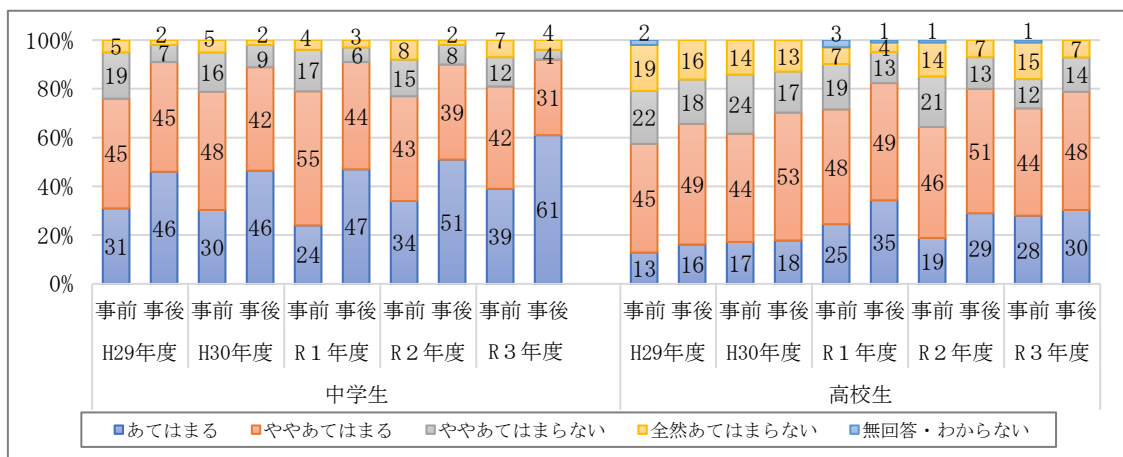
平成29年度から令和3年度に「いのちの教室」で実施したアンケート結果より「自分自身をかけがえのない大切な存在とと思いますか」(図9)、「今まで死にたいと考えたことがありますか」(図10)という質問を抜粋しました。

【いのちの教室】

- ・目的：心身ともに不安定な思春期に、命の神秘さや自分自身が愛されて生まれてきたこと、自分は大切な存在であるということを振り返り、命の大切さを学ぶ機会とする。
- ・対象者：市内の中学生、高校生

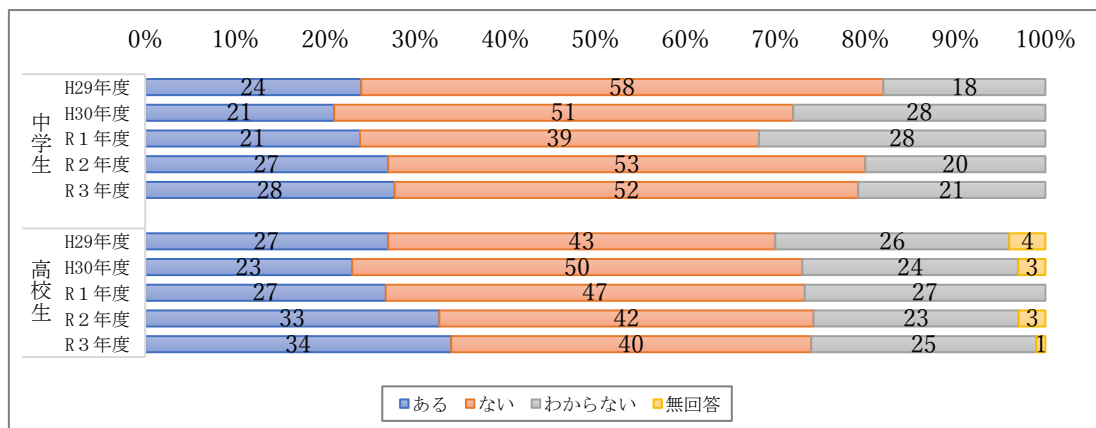
①「自分自身をかけがえのない大切な存在とと思いますか」の質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」の割合がいずれも半数以上と高く、更に事後の方が「自分自身をかけがえのない大切な存在と思う」と回答した割合が高くなっていました(図9)。

(図9)「自分自身をかけがえのない大切な存在とと思いますか」



②「今まで死にたいと考えたことがありますか」の質問に対して、いずれの年度においても、中学生より高校生の方が「ある」と答えた方の割合が高くなっていました。年々「ある」の割合が増加傾向にあります。

(図10)「今まで死にたいと考えたことがありますか」



2. 現状から見える課題の整理

(1) 子ども・若者の課題

- ・男性の20歳未満、20～39歳の自殺者の割合が全国よりも高くなっています。
- ・高校生の自己肯定感が中学生と比べて低く、「死にたいと考えたことがある」と答えた割合が増加傾向にあります。



子ども・若者においては、成長過程で様々な悩みを抱えることが多く、その環境の中で生きづらさを感じることがあります。

そのため、幼少期からの心身の健全な育成が必要であり、その土台となる父母や家族が安心して子育てできる環境づくりが必要です。

(2) 働き盛り世代の課題

- ・働き盛り世代である40～59歳男性の自殺者の割合は全国と比べて高くなっています。
- ・男性の自死の原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」に次いで「勤務問題」が多くなっています。



働き盛り世代においては、過労、職場の人間関係や仕事の失敗、うつ状態、失業など、自死につながるリスクが重なることが考えられます。

そのため、職場のメンタルヘルス対策のほか、生活上の困りごとや不安、生活困窮などの支援機関等と連携した取組が必要です。

(3) 高齢期の課題

本市は、男女ともに高齢期の自殺者の割合が高く、特に女性は全国よりも高くなっています。また、原因・動機は「健康問題」が多くなっています。



高齢期においては、健康問題、退職や失業、介護疲れ等がうつ状態を招き、自死につながるリスクが高くなることが懸念されるため、高齢者が孤立することなく、包括的な支援を推進していくことが必要です。

各世代において課題が見られることから、より一層「生きる支援」を包括的に推進する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、自死予防の視点からその対策を具体化するもので、生きづらさを抱えた人が孤立せず、全ての市民が支えあい安心して暮らせる社会を目指すものであります。

また、自殺総合対策大綱における「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念を鑑み、第4期自死対策計画の基本理念を次のように設定します。

《基本理念》

人と人がつながり、市民一人ひとりが安心して
自分の思いを語り、相手の思いを聴けるまち

2. 基本施策

国が定める基本施策に沿って、次の5つを基本施策として掲げ推進します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 地域や庁内における連携、ネットワークの強化

基本施策2 自死対策を支える地域づくりの推進

- (1) 地域で気づき・見守る人材の育成
- (2) 関係者の研修

基本施策3 市民への啓発と周知

- (1) 心の健康づくりや自死対策についての啓発

基本施策4 生きることの包括的な支援

- (1) 相談支援事業の充実
- (2) 孤立防止の支援
- (3) 安定した生活の支援
- (4) 未遂者対策・遺族支援

基本施策5 SOSの出し方教育の推進

- (1) 各世代におけるSOSの出し方の啓発

3. 重点施策

本市の優先的な課題となる次の3つを重点施策として掲げ推進します。

重点施策1 子ども・若者への対策

- (1) 子どもとその保護者の心と体の健康づくりの推進
- (2) 学校等の関係機関と連携した支援の強化
- (3) 相談・支援体制の充実

重点施策2 働き盛り世代への対策

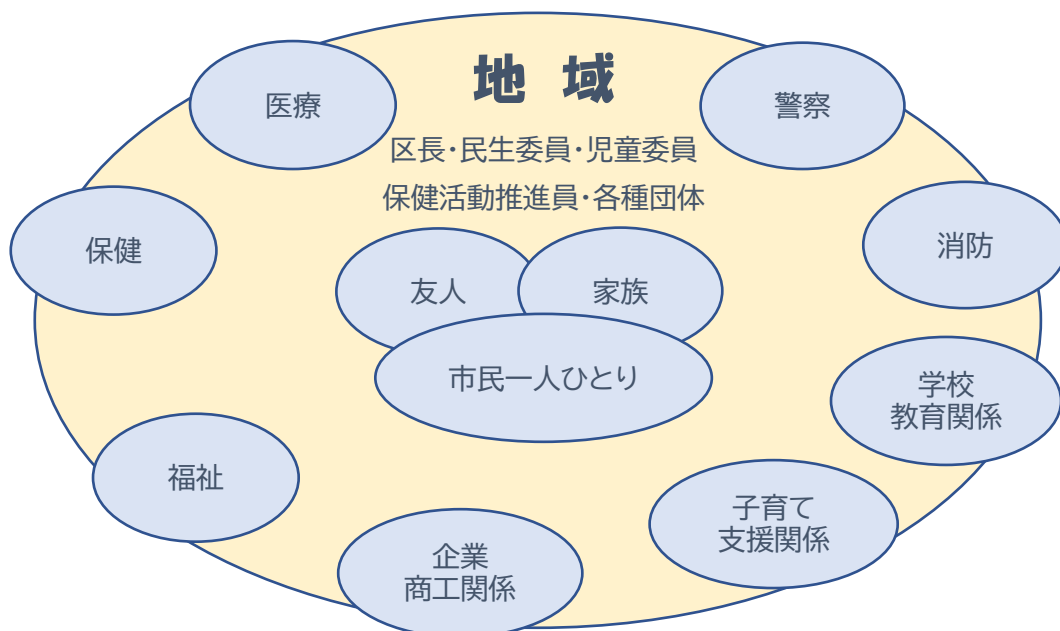
- (1) 心と体の健康づくりの推進
- (2) 相談窓口等の普及啓発
- (3) 生活上の困りごとや多問題を抱える方に対する支援の推進

重点施策3 高齢者への対策

- (1) 孤立防止・生きがいの啓発
- (2) 相談・支援体制の充実

【イメージ図】

市民一人ひとりが、地域の中で孤立することなく、悩んだときには家族友人だけでなく地域の関係機関がつながり合い支援していきます。



* 自死を防ぐ4つのポイント

【気づき】
家族や仲間の変化に
気づき声をかける

【傾聴】
本人の気持ちを尊重
し耳を傾ける

【つなぎ】
早めに専門家に相談
するように促す

【見守り】
温かく寄り添いなが
らじっくり見守る

第4章 基本施策における取組

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自死は個人の問題だけではなく、家庭、健康、経済、就労、生活環境の激変も大きな要因であることを市民、地域、行政、関係機関で共通した認識を持ち、必要な支援へつなげるよう関係機関等がネットワークを強化し、生きるための包括的な支援の展開に努めます。

(1) 地域や庁内における連携、ネットワークの強化

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
登米市自死対策連絡協議会 ・検討委員会 ・作業部会	関係団体や機関と情報共有など自死対策の推進を図るとともに、庁内関係部署との連携強化を図ります。	健康推進課
登米市いじめ防止対策調査委員会	教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための有効な対策に関する事項、いじめ重大事態その他の市立学校に在籍する児童生徒に係るいじめの事案について調査審議し、答申又は意見を具申します。	活き生き学校支援室
登米市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。	活き生き学校支援室
登米市立学校いじめ防止対策委員会	児童生徒の保護者、地区の主任児童委員等の協力を得て、校内いじめ防止対策や現状について共通理解をし、安心して過ごせる学校を目指す意識の醸成を図ります。	小学校、中学校
障害者自立支援協議会 課題検討部会	精神障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、関係機関で具体的課題解決に向けた協議を行います。	障害者相談支援事業所 生活福祉課
要保護児童対策地域協議会	特定妊婦、要保護児童等に関する情報を共有し、課題解決に向けた支援の協議を行います。	子育て支援課 健康推進課 教育委員会 小学校、中学校 東部児童相談所 東部保健福祉事務所 登米地域事務所 警察署 民生委員児童委員

基本施策2 自死対策を支える地域づくりの推進

心の健康づくりや自死予防について、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、地域の見守りの輪を広げ、人と人がつながりながら、互いに支えあえる地域づくりを推進します。

また、家族、学校、職域、地域において、悩みを抱えた人を早期に発見し、身近なところからその人に声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげられるよう見守る役割ができる人材を育成します。

(1) 地域で気づき・見守る人材の育成

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
ゲートキーパー研修会	悩んでいる人に「気づき」、「傾聴し」、「必要な支援につなぎ」、「見守る」人材を養成します。	健康推進課
傾聴自主グループ活動支援	自主的に活動しているサポーターが地域で継続して傾聴活動に取り組めるよう、関係機関と連携しながら後方支援を継続します。	健康推進課
事例検討会	関係機関で支援している対応困難ケース等に対して、支援のあり方や方向性について検討する機会を持ちます。	健康推進課
和話輪研修会	介護予防について学び、地域での集いの場等における介護予防の普及・伝達するとともに地域での見守りを行う介護予防ボランティアの養成・支援をします。	長寿介護課 健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
元気応援コンシェルジュ研修会	地域を超えて活躍できる介護予防の意識の高いリーダー的人材を養成し、介護予防活動を推進します。	長寿介護課 健康推進課
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症高齢者やその家族を支援するサポーターを養成します。	長寿介護課 地域包括支援センター キャラバンメイト

(2) 関係者の研修

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
相談窓口担当者研修会	行政、関係機関の職員の相談窓口担当者等に対し、適切な対応ができるための研修会を宮城県と連携して実施します。	健康推進課

基本施策3 市民への啓発と周知

市民が、健康や暮らし等に対して不安や悩みを抱いたときに、正しい知識を知り、必要な情報を得ることができるよう普及啓発に努めます。

(1) 心の健康づくりや自死対策についての啓発

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
母子保健事業	妊娠期から育児期の相談等によりメンタルヘルスや育児不安等について支援を実施し、必要な相談機関へつなげます。	健康推進課
いのちの教室	若年の時から身体や心の健康について正しく理解し、自己肯定感を高め、望ましい健康行動がとれるようになるための講座を実施します。	健康推進課 中学校 高校
こころの体温計	パソコンや携帯電話を利用したメンタルヘルスチェックシステムを周知し、気軽に自分の心の状態を知り、早期に相談または医療機関受診等の健康行動が取れるよう支援します。	健康推進課
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や各種事業等がわかりやいように一元化し、広く活用できるようチラシを作成します。 ・広報紙やホームページ、登米コミュニティエフエム(H@!FM)等様々な媒体を活用し、幅広い年齢層に対して情報発信に努めます。 ・9月 自殺予防週間 ・3月 自殺対策強化月間 	健康推進課
健康教育 健康セミナー	地域や職域等において、うつや統合失調症、アルコール依存症、命の大切さやメンタルヘルスの重要性について学ぶ機会を持ちます。	健康推進課 石巻保健所登米支所
人権啓発事業	小・中学生や幼稚園児を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」や「人権の花運動」を実施します。また、人権に関する講演会の開催や地元企業等における人権研修の講師派遣など広く人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行います。	市民生活課 仙台法務局登米支局 登米人権擁護委員協議会
依存症対策総合支援事業	未成年者向けの「アルコール依存症普及啓発リーフレット」を作成し、小中学校の生徒に対し、アルコール依存症の基礎知識(からだ、こころ、生活への影響など)について、講話を行います。	石巻保健所登米支所

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
登米市産業振興会会員企業への啓発	心の健康や相談に関するリーフレット等を窓口を設置し啓発を行います。	地域ビジネス支援課
自立相談支援のチラシ配布	相談支援窓口周知のため、年1回毎戸配付を行います。	生活福祉課
職場のメンタルヘルス対策	各事業所等で「ストレスチェック」を実施し、必要に応じ個別面談や集団分析結果による職場環境改善に取り組みます。	労働基準監督署

基本施策4 生きることの包括的な支援

若年者から高齢者まで全ての年代において、健康づくりや生きがいづくりなど、自分らしさを保ちながら生活を送ることができるよう、生きるための包括的な支援を推進します。

(1) 相談支援事業の充実

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
こころの相談 心の元気相談室	悩みや生きづらさを感じたときに、より身近なところで早期に専門職種による相談を受け、問題解決できる力を備えることができるよう支援します。	健康推進課
学校等における相談体制の充実	学校等における相談体制の充実を図ります。 ・教職員による教育相談、チャンス相談の実施 ・スクールカウンセラーを全校配置 ・専門カウンセラー(臨床心理士)を配置 ・スクールソーシャルワーカーを2名配置 ・心の教室相談員を市内中学校2校に配置	活き生き学校支援室
患者相談窓口	医療者側と患者との対話を促進します。	登米市民病院地域医療連携室
がん相談支援室の設置	がん医療に係る相談支援及び情報提供を促進します。	登米市民病院地域医療連携室
納税相談	市税等の滞納者との納税相談において、様々な事情を抱え納付困難である場合、滞納者個々の事由を聴取し、諸事情にあわせた相談先を紹介し、相談につなげます。	税務課
消費生活相談窓口 消費生活相談員による出前講座	消費生活相談員を設置し、相談機能を充実させ、消費者トラブルの解決及び未然防止を図ります。	市民生活課
多重債務者無料法律相談	多重債務を抱えている市民に対し、法的な手続きを含む債務整理に向けた相談を受け付け、生活の再建を図ります。	市民生活課

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
家庭児童相談	家庭における養育や児童福祉に関する各種相談、関係機関との連携等により問題の解決を図ります。	子育て支援課
人権相談事業 ・対面相談 ・電話相談 ・インターネット(LINE)相談	法務局における人権相談所6、12月の特設人権相談所を開設して住民からの人権相談に応じます。相談を通じて「人権侵害された」という申告等があった場合は、人権侵犯事件として調査し、当事者の関係を調整するなど、事案の円満な解決を図ります。	仙台法務局登米支局
女性のための電話相談・面接相談(個別相談)	日常の心配事から誰にも言えない悩み事まで電話での相談を受け付けます。また、面接相談では専門の女性相談員が相談者の悩みや不安を聞き、気持ちを整理して次に踏み出すサポートをします。	生活福祉課 生活困窮者自立相談支援センター
みやぎ女性のための出張相談	DVやモラハラ、離婚、虐待、シングルマザーの子育てなどで悩む女性のための面接相談を開催します。	石巻保健所登米支所 ハーティ仙台
労働相談	長時間労働、パワハラ等の相談に対して、丁寧に対応したうえで、監督署で行うことが可能な事案について速やかに対応するほか、対応不能な事案は対応部署に取りつぎます。	瀬峰労働基準監督署
障がい者相談支援事業	精神障害者を中心とした生活上の困りごと相談や訪問活動を継続して行います。 ・精神障害者の当事者会(はぎの会)や家族会(ふくろうクラブ)の活動を支援します。定例会へ参加し、いつでも相談できる体制を整えます。 ・市内福祉事業所職員対象に精神障害者への支援の基本について研修を行います。	生活福祉課 障害者相談支援事業所 石巻保健所登米支所
アルコール依存症家族教室・個別相談	アルコール等の問題で悩む本人や家族へ、専門相談員又は保健師からの助言等を行います。	石巻保健所登米支所
ひきこもり・思春期相談	精神保健福祉士による専門相談(年8回)を行います。また、必要に応じて保健師による個別相談を随時実施します。	石巻保健所登米支所
困りごとなんでも相談(生活相談)	地域の身近な相談場所として、生活に関する不安や悩み、家庭内でのトラブルや苦情問題など、何でも相談を行います。	社会福祉協議会
法律相談	専門的、法的な相談が増えていることから、司法書士による法律相談会を行います。	社会福祉協議会
高齢者の総合相談	医療、保健、福祉等を区分せず、生活を軸として総合的に相談できる窓口を設置します。	長寿介護課 地域包括支援センター

(2) 孤立防止の支援

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
保健活動推進員の子育て応援訪問	保健活動推進員が乳児がいる家庭を訪問し、乳児がいる家庭と地域をつなぐきっかけづくりとし、孤立しないように地域で見守ります。	健康推進課
子育て支援センター事業との連携事業	子育て支援センター事業と連携し、母親の孤立、不安を軽減し母親同士が交流する機会になるよう支援します。	子育て支援課 南方子育てサポートセンター 児童館 こども園 健康推進課
健康教育 健康相談	心の健康づくりにおいて、人とつながることや生きがいを持つことの大切さについて啓発します。	健康推進課 石巻保健所登米支所
ミニデイサービス シニアサロン	高齢者の介護予防と積極的な社会参加を図るため、地域住民による高齢者の集いの場を提供します。	長寿介護課 健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
地域づくり事業	コミュニティ組織が策定した地域づくり計画に基づき、健康増進やフレイル対策、世代間交流等の各種事業を実施することで、地域住民の交流機会を創出し、孤立防止につなげます。	市民協働課 コミュニティ組織
世代別等事業	各公民館・ふれあいセンターにおいて、乳幼児、青少年、成人、高齢者、女性を対象とした学級・講座・講演を実施することで、生きがい対策や孤立防止につなげます。	生涯学習課 公民館・ふれあいセンター
民生委員・児童委員による見守り活動	身近な相談役として家庭訪問を行い、支援の必要な方に制度の説明や行政機関等へつなぎます。	生活福祉課 民生委員・児童委員

(3) 安定した生活の支援

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の短縮に向けた指導・支援 ・年次有給休暇の取得率向上のための指導・支援 ・メンタルヘルス対策の導入に向けた支援 	瀬峰労働基準監督署
生活保護相談	生活困窮者からの相談に応じます。相談内容に応じ、適切に関係部署につなぎます。	生活福祉課

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
フードバンク支援事業	貯金及び所持金がなく、食料品等の確保が困難な市民に対して食品を届けます。共同募金を財源として、セーフティネットワーク事業の一環として行います。	社会福祉協議会
生活資金貸付(生活福祉金・生活安定資金)	日常生活を行っていくうえで、支援が必要な人に対し、他機関とも連携を図りながら自立して生活が営めるよう資金の貸し付けを行います。 ①生活福祉資金貸付事業(宮城県社協実施事業) ②生活安定資金貸付事業・・・小口の生活資金貸付	社会福祉協議会
地域支え合い事業	共同募金を財源として、セーフティネットワーク事業の一環として行います。 ①生活困窮世帯への支援 ②生活保護申請中世帯への受給までの支援 ③歳末時に地域支援等に取り組む団体への支援 ④災害等被災世帯に対する支援	社会福祉協議会
生活困窮者に対する相談	働きたくても働けない、住むところがないなど様々な生活に関する相談に、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。	生活福祉課 生活困窮者自立相談支援センター
小地域ネットワーク事業	地域の全ての人が支え合い、共存することができる地域の福祉風土を創造し、特に在宅の要支援者一人ひとりを対象に、近隣住民、ボランティア、福祉関係者、関係機関が一体となって日常生活を支える協働活動として行います。	社会福祉協議会

(4) 未遂者対策・遺族支援

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
自殺未遂者の再発防止 ・SOSカードの設置 ・リーフレットの設置	各種相談につながるよう消防や保健所、救急病院、精神科等の医療機関等と連携を図り、啓発物を設置します。	健康推進課 消防 登米市民病院地域医療連携室
遺族支援	臨床心理士等による相談や自死遺族会等の情報提供や相談窓口の紹介などを行い、遺された人の支援に努めます。	健康推進課 登米市民病院地域医療連携室
こころの体温計	パソコンや携帯電話を利用したメンタルヘルスチェックシステムを活用し、自死で大切な人を亡くされた方の心のケアに努めます。	健康推進課

基本施策5 SOSの出し方教育の推進

SOSを上手に発信できるようになるための学習を展開していくとともに、発したSOSを周りの大人や身近な関係者が受け止められるよう普及啓発に努めます。

(1) 各世代におけるSOSの出し方の啓発

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
SOSの発信の仕方に関する教育	困ったらSOSを上手に発信することができるよう、「気持ちの伝え方」や「相談先」について啓発を推進していきます。	健康推進課 教育委員会 教育機関 石巻保健所登米支所
健康教育 ・保健活動推進員 ・民生委員 ・ゲートキーパー研修	SOSを上手に発信できるようになるための学習を展開していくとともに、若年者が発したSOSを周りの大人や身近な関係者が受け止められるよう、学びの機会を持ちます。	健康推進課

第5章 重点施策における取組

重点施策1 子ども・若者への対策

本市は、男性の20歳以下、20～39歳の自殺者の割合が全国よりも高くなっています。また、高校生の自己肯定感が中学生に比べ低い状況がみられるなど、成長過程で様々な悩みを抱え、その環境の中で生きづらさを感じていることが考えられます。

子ども・若者が心の健康や自己肯定感を高めるためには、幼少期からの心身の健全な育成とその土台となる父母や家族が安心して子育てできる環境が必要です。子ども・若者が心の健康や自己肯定感を高めることができるよう、心と体の健康づくりを推進します。

(1) 子どもと保護者の心と体の健康づくりの推進

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
母子健康手帳交付	安全・安心に妊娠・出産ができる情報の提供を行い、健康の保持・増進と妊娠出産等への不安の軽減を図ります。	健康推進課
新生児訪問	産婦及び新生児に対し、産婦及び新生児の健康観察、育児不安や産後うつ病の早期発見など育児支援や健康の保持増進、子どもの安らかな発達と育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
各種乳幼児健康診査	親も子もいきいきと安心して暮らせるようそれぞれの健康問題を解決し、健康増進への支援を行います。	健康推進課
乳幼児精神発達精密健康診査	心身の健全な発達に障害をもたらす可能性のある疾病、障害を早期発見し、適切な指導を行い乳幼児の健康増進を図ります。	健康推進課
マタニティサロン パパサロン	妊婦及びその家族を対象に気軽に集える場を提供し、仲間づくりを進めることにより、母親の孤立を防ぎ、相談支援を行うことにより安心して出産・育児ができる環境を提供します。	健康推進課 南方子育てサポートセンター 児童館
産後ケア	産後に育児等の支援が必要な母子に対して、宿泊や日帰りによるサービスを行い、安心して子育てできるように支援します。	健康推進課
赤ちゃんサロン	妊婦及び乳児までの子どもを持つ母が、気軽に集える場を提供し母親の孤立を防止します。また、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行いながら不安や悩みに対し、相談支援を行います。	南方子育てサポートセンター 児童館 こども園 健康推進課

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
子育て支援講座	子育て世代を対象に、親子で一緒に触れ合いながら体を動かしたり、講座を行い、子育てによるストレスの緩和を図ります。また、気軽に集える場の提供を行うことで、母親の孤立防止を図ります。	南方子育てサポートセンター 児童館 こども園 健康推進課

(2) 学校等の関係機関と連携した支援の強化

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
いのちの教室	中学生や高校生が命の大切さを学ぶとともに、心のSOSに気づき、発信できる力を育てます。	健康推進課 中学校、高校
薬物乱用防止教室	児童、生徒に対し、薬物乱用の危害に対する正しい知識の普及啓発を図ります。	石巻保健所登米支所 小学校、中学校、 高校
ケース支援会議	不登校や高校中退等により支援が途切れることがないように、学校との連携を図ります。	教育委員会 小学校、中学校、 高校 健康推進課 保健所

(3) 相談・支援体制の充実

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
伴走型相談支援事業	全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ等相談支援の充実を図ります。	健康推進課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を構築し、親子の健全な育成を支援します。	健康推進課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て家庭に対して交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育てによるストレスの解消、各種子育て相談への対応を行います。	子育て支援課 南方子育てサポートセンター 児童館 こども園
子どものこころの相談	幼児の成長過程における各種の不安に対する相談事業を実施し、保護者の育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
こころの相談 心の元気相談室	悩みや生きづらさを感じたときに、より身近なところで早期に専門職種による相談を受け、問題解決できる力を備えることができるよう支援します。	健康推進課

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
小学校、中学校、高校への啓発	相談窓口のチラシを配布し啓発を行います。 また、PTA 行事等を通じて、保護者等への啓発も行います。	健康推進課 教育委員会 小学校、中学校、 高校

重点施策2 働き盛り世代への対策

本市における自死の中で、働き盛り世代である 40～59 歳男性の自殺者の割合が全国よりも高くなっています。「健康問題」、「経済・生活問題」に次いで「勤務問題」が多くなっており、様々なストレスを抱え込む状況が考えられます。

働き盛り世代が安心して生活を送ることができるよう、職場のメンタルヘルス対策のほか、生活上の困りごとや不安、生活困窮などの支援機関等と連携した取組を行います。

(1) 心と体の健康づくりの推進

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
商工労働セミナーの開催	職場でのメンタルヘルスや働き方改革などをテーマにセミナーを開催します。	地域ビジネス支援課
職場のメンタルヘルス対策	各事業所等で「ストレスチェック」を実施し、必要に応じ個別面談や集団分析結果による職場環境改善に取り組みます。	労働基準監督署
こころの相談 心の元気相談室	悩みや生きづらさを感じたときに、より身近なところで早期に専門職種による相談を受け、問題解決できる力を備えることができるよう支援します。	健康推進課
働き盛り世代への健康教育	生活習慣病やアルコール、心の健康に関する問題について情報提供し、健康な生活を送ることができるよう支援します。	健康推進課
みやぎ出前講座	心の健康づくりとして、企業等にストレスや心の病、お酒に関することについての講話を行います。	東部保健福祉事務所 登米地域事務所
いしのまき・とめ・スマートプロジェクト	働き盛り世代の生活習慣等の改善や子どものころからの健康習慣の定着を図るため、関係機関や企業と連携した健康づくりに取り組みます。	石巻保健所

(2) 相談窓口等の普及啓発

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
こころの体温計	パソコンや携帯電話を利用したメンタルヘルスチェックシステムを周知し、気軽に自分の心の状態を知り、早期に相談または医療機関受診等の健康行動が取れるよう支援します。	健康推進課
スマートみやぎ県民会議登録企業への啓発	相談窓口の啓発チラシを配布し啓発を行います。	健康推進課

(3) 生活上の困りごとや多問題を抱える方に対する支援の推進

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
生活保護相談	生活困窮者からの相談に応じます。相談内容に応じ、適切に関係部署につなぎます。	生活福祉課
生活資金貸付(生活福祉金・生活安定資金)	日常生活を行っていきうえで、支援が必要な人に対し、他機関とも連携を図りながら自立して生活が営めるよう資金の貸し付けを行います。 ①生活福祉資金貸付事業(宮城県社協実施事業) ②生活安定資金貸付事業・・・小口の生活資金貸付	社会福祉協議会
生活困窮者に対する相談	働きたくても働けない、住むところがないなど様々な生活に関する相談に、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。	生活福祉課 生活困窮者自立相談支援センター

重点施策3 高齢者への対策

本市は、男女ともに60歳以上の自殺者の割合が高くなっています。特に女性は全国よりも高くなっており、自死の原因・動機は健康問題が多くなっています。

高齢者が健康に課題を持ちながらも孤立することなく、生きがいを持って過ごすことができるよう包括的な支援を推進します。

(1) 孤立防止・生きがいづくりの啓発

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
ミニデイサービス シニアサロン	高齢者の介護予防と積極的な社会参加を図るため、地域住民による高齢者の集いの場を提供します。	長寿介護課 健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
和話輪研修会	介護予防について学び、実践する力を身につけるボランティアを養成し、地域での集いの場等において普及・伝達の活動ができるよう支援します。	長寿介護課 健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
元気応援コンシェルジュ研修会	地域を超えて活躍できる介護予防の意識の高いリーダー的人材を養成し、地域で役割をもって活動できるよう支援します。	長寿介護課 健康推進課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健診データ等をもとに高齢者の健康課題を明確化し、特性を踏まえた保健事業の実施により、高齢者の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図るため、介護予防と生活習慣病予防等の保健事業を一体的に行います。	国保年金課 健康推進課 長寿介護課

(2) 相談・支援体制の充実

事業名	取組の内容	担当課・関係機関
こころの相談 心の元気相談室	悩みや生きづらさを感じたときに、より身近なところで早期に専門職種による相談を受け、問題解決できる力を備えることができるよう相談体制づくりに努めます。	健康推進課
高齢者の総合相談	医療、保健、福祉等を区分せず、生活を軸として総合的に相談できる窓口を設置します。	長寿介護課 地域包括支援センター
相談窓口の啓発	高齢者や家族に対して、心の健康や相談窓口のチラシを配布し啓発を行います。	健康推進課 長寿介護課 地域包括支援センター

第6章 主な取組目標

本計画の主な取組指標を次表のとおり掲げ、登米市自死対策連絡協議会に報告しながら、取組の進捗状況を確認します。

主な施策	取組指標	現状 (R4年度)	目標 (R9年度)		
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	自死対策連絡協議会開催回数	1回/年	1回以上/年		
基本施策2 自死対策を支える地域づくりの推進	ゲートキーパー研修会受講者の累積数(実人数)	(R5年度から開始)	180人		
	心の元気サポーター養成講座受講者の累積数(実人数)	147人(H27～R4年度)	(R4年度で終了)		
基本施策3 市民への啓発と周知	こころの体温計のアクセス数	8,410件	9,600件		
	チラシ等設置カ所数	63カ所	100カ所		
基本施策4 生きることの包括的な支援	相談ができる人がいる割合	特定健診問診より		すべての年代で100%	
		男性	20～39歳		92.7%
			40～69歳		90.1%
			70歳以上		91.5%
女性	20～39歳	98.3%			
	40～69歳	95.9%			
	70歳以上	96.0%			
基本施策5 SOSの出し方教育の推進	中学生のうちに一度はいのちの教室を受講できるよう開催	9校/10校	10校/10校		

※基本施策2について

令和5年度より事業の変更あり(心の元気サポーター養成講座からゲートキーパー研修会に変更)

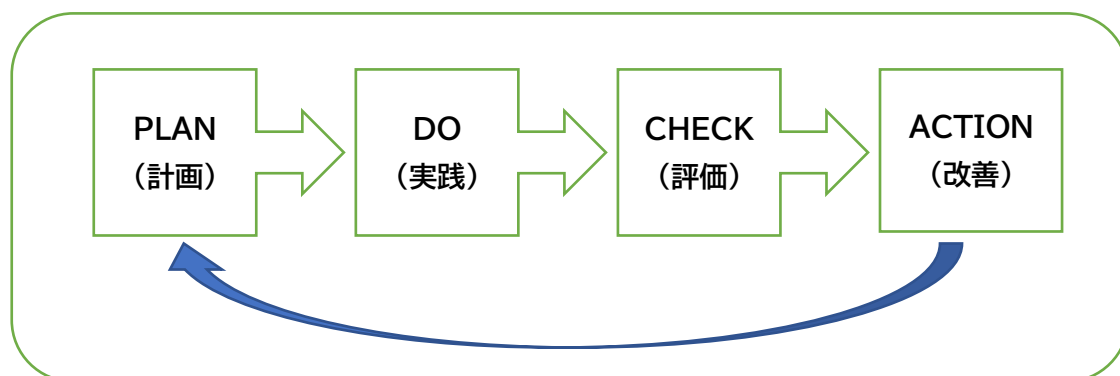
第7章 自死対策の推進体制

1. 計画の推進

計画の推進に当たっては、医療・福祉・教育・経済・労働等の視点を持ち、包括的な取組が必要となることから、庁外の関係機関及び団体の代表によって構成される「登米市自死対策連絡協議会」、庁内の関係部署から構成される「登米市自死対策連絡協会検討委員会・作業部会」において、自死対策対策に係る情報の共有や取組の状況を確認ながら、総合的かつ効果的に検討及び評価を行います。

2. 計画の評価

計画の進行管理に当たっては、P D C Aサイクルに基づき取組状況や目標の確認を行います。なお、国や県の動向を踏まえながら、必要に応じた見直しを行います。



資料

- 1 登米市自死対策連絡協議会設置要綱
- 2 登米自死対策連絡協議会委員名簿

1. 登米市自死対策連絡協議会設置要綱

令和5年6月28日

告示第158号

登米市自殺予防対策連絡協議会設置要綱（平成20年登米市告示第122号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 登米市における自死対策に関し、関係機関、団体等（以下「機関等」という。）が相互の連携を強化し、自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、登米市自死対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自死対策計画に関すること。
- (2) 自死対策の推進に関すること。
- (3) 自死対策の普及啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自死対策のために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる機関等から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、自死対策の推進に関する学識経験を有する者を委員として委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（検討委員会）

第7条 協議会は、計画の策定及び推進に関する事務を効果的に行うため、必要に応じて検討委員会を置くことができる。

- 2 検討委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 自死対策計画の策定に関すること。
 - (2) 自死対策の普及啓発等に関する庁内連携に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、自死対策の推進に関する事項
- 3 検討委員会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、検討委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「協議会」とあるのは「検討委員会」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第8条 検討委員会は、自死対策計画に係る専門的な事項の調整等を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 自死対策計画の策定に関すること。
 - (2) 自死対策の企画立案に関する専門的な事項の調査、分析及び検討に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、自死対策の推進に関する事項
- 3 作業部会は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「作業部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	機関等
保健医療機関	登米市医師会
福祉関係機関	登米市民生児童委員協議会
	登米市社会福祉協議会
	登米市自立相談支援センター
	障害者相談支援事業所
教育関係機関	登米市学校保健会
商工関係機関	登米地域商工会連絡協議会
行政機関	仙台法務局登米支局

	瀬峰労働基準監督署
	宮城県佐沼警察署
	宮城県登米警察署
	宮城県石巻保健所

別表第2（第7条関係）

委員長	市民生活部長
副委員長	市民生活部次長
委員	総務部税務課長
	まちづくり推進部市民協働課長
	市民生活部市民生活課長
	福祉事務所生活福祉課長
	福祉事務所長寿介護課長
	福祉事務所子育て支援課長
	産業経済部地域ビジネス支援課長
	教育部生涯学習課長
	教育部生き生き学校支援室長
	消防本部警防課長
	登米市民病院地域医療部地域医療連携室地域医療連携推進専門監

別表第3（第8条関係）

部会長	市民生活部市民生活課市民総務係長
副部会長	福祉事務所生活福祉課生活保護係長
委員	総務部税務課徴収対策係長
	まちづくり推進部市民協働課市民活動支援係長
	福祉事務所長寿介護課地域包括支援係長
	福祉事務所子育て支援課児童福祉係長
	産業経済部地域ビジネス支援課企業振興係長
	教育部生涯学習課生涯学習推進係長
	教育部生き生き学校支援室支援係長
	消防本部警防課救急救助係長
登米市民病院地域医療部地域医療連携室地域医療連携係長	

2. 登米市自死対策連絡協議会名簿

	役職	選任区分	氏名	所属機関
1	会長	学識経験者	樋口 広 思	宮城教育大学
2	副会長	保健医療機関	佐藤 厚 史	登米市医師会
3		福祉関係機関	佐々木 啓	登米市民生児童委員協議会
4		福祉関係機関	千葉 博 行	登米市社会福祉協議会
5		福祉関係機関	鈴木 均	登米市自立相談支援センター
6		福祉関係機関	姉 齒 純 子	障害者相談支援事業所
7		教育関係機関	千葉 純 子	登米市学校保健会
8		商工関係機関	今野 秀 俊	登米地域商工会連絡協議会
9		行政機関	工藤 浩 二	仙台法務局登米支局
10		行政機関	細矢 史 明	瀬峰労働基準監督署
11		行政機関	高橋 靖	宮城県佐沼警察署
12		行政機関	内田 吉 洋	宮城県登米警察署
13		行政機関	野上 慶 彦	宮城県石巻保健所

第4期登米市自死対策計画（案）

印刷・発行 令和 年 月
編 集 登米市市民生活部 健康推進課
〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

電 話 0220-58-2116

F A X 0220-58-3345

E-mail kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp